

平成 22 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 3 月 1 日

益田委員

それでは、まず経理処理に関する問題で聞いておきたいことがあるのですが、資料の 1 ページ目に預け金の状況等が七つまで書いてありまして、最初の預け金については、96のうち警察本部42所属、警察署54所属と書いてあります。それ以外のところは全然、各警察署のことは書いてないのですが、署についてはどうなのでしょう。教えてください。

警察本部会計課長

2 番目の一括払いの方からお答えさせていただきたいのですが、50所属の内訳は、本部が 5 所属、それから署が 45 署、それから差し替えにつきましては、本部が 8 所属、警察署が 53 署です。次の翌年度納入につきましては、本部が 50 所属、署が 54 署。それから (5) の先払いにつきましては、本部が 27 所属、54 署。6 番目の前年度納入につきましては、本部が 16 所属、署が 50 署。最後、7 番の契約前納入につきましては、本部が 52 所属、署が 54 署です。

益田委員

これを見ると、54 というのは全部ですよね。先ほど、お二方のやりとりを聞いていて、良かったなと思ったのは、私的流用はなかったということでございます。私的流用がなかったのは非常に良かったのですが、こういう仕組みを署も含めて、言葉は悪いかもしれないけれども、巧みに利用していたということも一方では言えると思いました。本部とほとんどの署が同じような発想で行ってきた。それで私的流用はないということは、ある意味で言うと、それぞれの現場で必要だったから行ったのではないかと思います。

自分が得するといったら私的流用するわけで、そうではなくて各現場でこれほどのところが行っていたということは、善意で言うと必要だから行っていたのだと私は思うのですよ。ということは、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、特別捜査本部が終わったときの最後の締めのところ、打ち上げというのか何というのか分かりませんが、ある程度予算を組んでいたという話がありました。私が聞き違えていたら謝りますが、それ以外の事件の似たようなものの打ち上げは、予算がありませんでした。したがって、そこで金券等を使いながら打ち上げをやったということはあった、というようなニュアンスで私は聞いたのですが、私が今言ったことでいいのでしょうか。

警察本部会計課長

そのとおりでございます。

益田委員

だから、今私が言ったとおり、善意で言うと、必要だったんだよ。そうすると、先ほどの課長の答弁は、今後は予算計上しないというようなことをおっしゃったけれども、必要なものをやらないということだよ。その小さい打ち上げみたいなものなのか何だかよく分からないけれども、そういう解釈でいいんですか。予算化は絶対しないと、こういうことでいいのですか。

警察本部会計課長

先ほど御説明しましたのは、捜査本部に至らない、いわゆる事件の慰労会については今までのところ予算計上はされていないというふうな答弁をいたしました。

益田委員

じゃ、今までのところはされていませんが、こういう事件があつて襟を正そうと、だからそういう、ある意味必要だと思うようなグレーゾーンの分については、今後も予算化しませんよということなのか、それともそれはそれとして、大体今までの経験からいって、この程度のものは必要だなということが分かるから、事前に予算を組むという前提でおやりになるのか、どちらでしょうか。

警察本部会計課長

予算要求を今後一切しないという意味ではありませんで、必要があれば予算化するということは考えていきますけれども、シーリングもかかっていますから、全体の中で優先順位を決めながら総合的には判断していくということでございます。

益田委員

極めて優等な答弁ですよ。しかし、先ほど別のことで話がありましたが、警察官のストレスの話がありました。大変ショックを受けるような現場にもぶつかったりして、精神的に大変な状態になるというような話がありましたが、そういう延長線上にこういう捜査というのはあるはずだよね。そこに、こういう打ち上げをやったからストレスがなくなるという意味ではなくて、そういう予算までばっさり切ってしまうと本当にいいのねと、また何か政治家の政治資金の話ではないけれども、また何か編み出してやるなんていうのは絶対駄目ということになったら、私はそういう予算というのは、当然堂々と県当局に求めるべきだと思います。感想を言っておきます。だっておかしくないのだから。そうでしょう。私的流用がなかったら、だれも得した人はいないのだよ。全部が必要だとは思いませんが、必要だからやったのだよ。だからそういう、何でもいいからぎゅっとやってしまう、こういうときに必ずあるのは、針がいきなり右から左に振れるわけよ。その瞬間に現場にいる警察官がそういうことになるというのは、非常に気の毒だなと、こう私は思ったから、今聞いたのです。だから今後、予算についてどうされていくのか、私は分かりませんが、やはり必要なものは必要だと、胸を張ってやった方がいいですよ。どうしても今の風潮からいうと、飲食というのは認められないという風潮がありますが、それはそれとして、きちんと警察も胸を張って、やるところはやった方がいいという感想を申し上げておきます。

次に、遺失物について前回質問して、もう一回2月に聞くと言ったから、約束どおり遺失物について伺いたいと思います。遺失物の問い合わせの専用電話を警察本部の会計課内に設置しますよと、それで平日の午前8時半から午後5時15分までの間対応すると、前回質問した際、おっしゃいました。それ以外にも動物の件とかいろいろやりましたけれども、遺失物の問い合わせの専用電話は開設されたのですよね。

警察本部会計課長

専用電話につきましては、昨年12月25日から運用を開始しております。時間については8時半から5時15分の執務時間にしております。

益田委員

そうすると、2箇月くらい経過しているわけですが、問い合わせの数と、どんな内容の問い合わせがあったのか教えてください。

警察本部会計課長

まず専用電話の問い合わせの関係でございますけれども、2月22日現在で、547件、1日平均にしますと15.2件を受理しております。内容につきましては、財布ですとかカギあるいは携帯電話に対する問い合わせが多くなっております。また落とし物以外の問い合わせも若干ございます。

益田委員

これは皆さん方からすると、専用電話を設けることによって、様々な県民に対するサービスというか、困った人に対して手を差し伸べることができると思って設けられたと思うのですが、現時点でどんな効果があったと思っていられるのか、教えてください。

警察本部会計課長

まず効果ですが、問い合わせ先が一元化したということで、利便性が向上しているのではないかなと感じております。どこで落とししたか分からない、どこに電話していいかも分からなかった遺失者が、ホームページ等を見ながら専用電話の存在を知って、専用電話に問い合わせするということによって、複数の警察署に問い合わせする必要もなく、一元化により一定の効果が出てきているのかなということでもあります。

具体的に先日こういった話がありましたので、御紹介をしておきます。カギを落とされた方の問い合わせに対して、亀のキーホルダーみたいなのがあって特定されたため、それはどこの警察に届いてありますよと電話で伝えたところ、大変感謝の言葉を頂いたという例がありました。このようなことが、一つの大きな効果かなと思っていられるところでもあります。

益田委員

これについては開設したと、それで今課長の話ではホームページというのが出てきましたけれども、県民に対する周知というのは、どういう方法でおやりになったのでしょうか。

警察本部会計課長

まず警察本部、警察署のホームページに掲載したほか、交番だよりあるいはイベントの際にチラシを配布するなどにより、周知活動を行っています。それから3月1日発行の県のたより3月号に紹介をしておりますし、4月中旬発行予定の県民のまもり、これは警察本部でやっていますが、この5月号に掲載予定であります。今後、更に県民に広く周知してまいろうと考えております。

益田委員

県のたよりなどは、読んでいらっしゃる方も多いみたいですし、本当に使った方がいいですよ。そこでいわゆる警察がよくおやりになる記者発表をして、新聞やテレビ等に報道してもらおうというようなことを、よくおやりになってい

る。これは当たり前のことなのでしょうが、今回のこの開設について、マスコミについては、どういうアプローチをしたのでしょうか。

警察本部会計課長

アプローチと言いますと今できてないのですが、専用電話設置後、問い合わせ件数が増加しているということから見ると、ホームページの掲載あるいは交番だよりの周知ということで、一定の効果が出ているのではないかなと思っております。今後、適宜適切にマスコミを通じて広報にも努めてまいりたいと思っております。

益田委員

マスコミを使った方がいいですよ。そういうのは、警察は得意じゃないですか。こういう県民にとって極めて有効な手段をやるべきですよ。ホームページだけでできるということはないわけで、マスコミをどう使うかというのを、よく検討した方がいいと私は思いますよ。それで、何かの際に、広報媒体を使ってきちっとした形で県民になるべく知らせていくと。こういうふうにもっとやるべきだと思います。今はそうでなくても、課長の今の話だと、だんだん増えてきているから、これ以上やると手一杯になりそうだなみたいな雰囲気があったけど、手一杯になるぐらいにすることというのは、それは県民に対してサービスしているということ。だからそういう広報媒体を使ってやるということについて、きちんとやりますよと言ってくれないですか。

警察本部会計課長

今後、県政の記者クラブに素材を提供するなり、平成21年中の発表もあると思しますので、そのときに併せて発表するような形でやっていきたいと考えております。

益田委員

お金のかからないことだし、マスコミが独自でやってくれるのだから、やるべきですよ。そこで、今は時間が8時半から午後5時15分までという話ですが、24時間態勢ということも、この前言いましたよね。これについては、今後どういうふうな運用をしていこうと考えていらっしゃるか、お答えいただけますか。

警察本部会計課長

24時間態勢の運用ということにつきましては、当面、体制等の問題もありますので、執務時間における対応として、その効果検証を行って、その結果を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

益田委員

いつも警察でも行政でも、効果検証って言うんですよ。どういう検証なのかよく分からないのだけれども、昼間のわずかな時間よりも、24時間やった方が、よりいいのではないかと何となく分かる。効果検証も何もないと私は思いますよ。これは人手もかかるし、様々なことも要するから、そう簡単にはいかないだろうけれども、24時間で是非やってもらいたいと思いますね。

それで、この前、拾得された動物の話をしたじゃない。これは行政にきちんと働き掛けた方がいいよと、そしたら川崎の方でやっていたという話があって、その後ほかのところにも働き掛けた方がいいですよと私申し上げたのですが、この働き掛けについては、どうなったのでしょうか。

警察本部会計課長

県の動物保護センター所長に対して、休日における引き取りについての申入れを行っております。しかしながら、緊急性がない限り対応はかなり難しいという回答がありますが、今後機会あるごとにお願ひというか、申入れを行っていきたくと考えております。

益田委員

今の話は、動物保護センターに直接問い合わせをしたのですか。

警察本部会計課長

県の動物保護センター所長に対して、申入れを行いました。

益田委員

この前、私が申し上げたのは、鑑札がついている犬の場合は、市町村できちんと分かるわけだから、いわゆる基礎自治体にきちんと働き掛けたらいかがですかということ。動物保護センターに言ったって、それは無理だよ。だからそういうことを私は申し上げたのであって、基礎自治体とのやりとりの中で、きちんとやったらいいんじゃないですかと申し上げたわけですが、それをやったかどうかと聞いているのです。

警察本部会計課長

1箇所ですが、横浜市に対してやりましたけれども、県と同様な回答がありました。今後、粘り強く行ってまいりたいと思います。

益田委員

私は、この質問の根幹にあるものは何かと、この前言ったでしょう。それについて今は言わないけれども、警察署員が犬などに、日曜日とかに自分たちでえさを買ってあげて、散歩させていたという話をしたじゃない。そんなことをやっているのだからきちんとやった方がいい。それは横浜市がやらないって言ったからまた今後って、そうじゃないだろうって私は言っているのだよ。県警としてきちんとやったらいいっていうの。犬の散歩が仕事じゃないのだからさ。全部がそういうことをやっているとは思いませんよ。確かに今は不正経理の問題等で、大変なのは分かるけれども、課長1人で全部やっているわけじゃないのだから、こういうことはやっぱりきちんとそれぞれの行政にお願ひして、やってもらっている行政の例を挙げていって、きちんとアプローチすべきだということを更に言っておきますよ。駄目ですよ、そんなことやっていたのじゃ。

それから施設占有者、いわゆる大きなスーパーやデパートなどについても拾得物届け時における電子データの提供を働き掛けた方がいいですよ。これは県警が動かないと。現場でやっても、いわゆる施設占有者の反応が余りよくないという話を聞いたので。県警としてはおやりになったのでしょうか。

警察本部会計課長

本年の1月、警察署長が施設占有者に対して、電子データにより提出の働き掛けを行った結果、一部電子データでの提出を受けております。また、今検討をしていただいておりますところもございます。

益田委員

この拾得物の話はこれで終わりますけれども、現場で施設占有者にアプローチしたときに、もう少し上部というか、要するに警察庁かな、そういうところ

から本社の方へ頼んでもらうと有り難いみたいな話がありました。これはこれで、本当にきちんとやった方がいいですよ。電子データをもらえれば手間が省けるわけだから警察の上の方と連携をとって、きちんとやって、皆様方の負担をなるべく軽くして、なおかつ早く処理できれば、それは県民や物を落とした人に対する行政サービスの一環になるわけですから、是非お願いをしたいと思います。

質問テーマとしては、もう一問だけでございますが、先ほどちょっと出ましたが、防犯の問題について聞きたいと思います。

青色防犯パトロールについて聞きたいのですが、その前に先ほどちょっと出ましたスーパー防犯灯の話ですけれども、平成22年度予算では何基か要望しているのでしょうか。

生活安全総務課長

新型緊急通報装置につきまして、3基分をお願いしているところでございます。

益田委員

今までの数からいっても、この3基分を含めても、これだけ広い県土の中で、2階から目薬みたいな話で、どこに何があるのか分からないという現状。これは一方ではお金の問題だと思いますが、何はともあれ予算の問題が、決定的に増やしていけない理由だということでございますでしょうか。

生活安全総務課長

予算が大変厳しいということから、平成22年度につきましては3基ということをお願いしてございます。

益田委員

1基幾らですか。

生活安全総務課長

1基約250万円でございます。

益田委員

今回の委員会の前からずっとこの問題を取り上げてきて、防犯灯のことをずっとやってまいりました。それで県としては、出すお金の限界があるわけで、今言ったみたいに何箇所やったって、とてもじゃないけれどもお金の問題が追いついていかないというようなことで、市町村にやってもらった方がいいですよという話を、ずっとしてまいりました。市町村では海老名市がやりました。つい2、3日前にテープカットして、6基かな、防犯灯を設置しました。赤色灯が付いてサイレンが鳴って110番につながるという装置を設置してくれました。金額を聞くと、そんな高くはない。250万円なんてかからない。もちろん工事とか何とかって、いろいろ条件はあるようですが、もうちょっと安価でできるということです。これは大和市でも来年の予算で3基か4基か入れることになっている。防犯というのは現場の方たちのいわゆる受益者負担になるわけでございますので、自治体との連携というのが、非常に大事だと思う。それで、海老名市が思い切ってやってくれたというのを、私は感謝しているのですが、そういった意味で、この1基250万円という金額は決して安くはないし、いろんなところで当たってみたけれども、そんな金額でなくてできるのですよ。本当は、

将来は自治体でやるものについて、1基幾らか補助金を出すとかというやり方が一番良いのではないかと思うけれども、この仕組みがそこまでは成熟していないから、今ここでは少し触れておくだけにしておきますけれども、そういうことをよく頭に入れて、海老名市の例などを傾聴された方がいいということ、ちょっと提案しておきます。是非よろしく願いしたいと思います。

それで、今日聞こうと思った防犯パトロールについて、青色回転灯というのは、あれが付いているものについて、お伺いをしたいと思いますけれども、結構私たちも最近目にするわけですが、この青色の回転灯装備車両、これは防犯パトロールに使おうということになっているようでございますが、経緯を教えてくださいませんか。

生活安全総務課長

青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールにつきましては、平成16年12月1日から運用を開始しております。本来自動車に回転灯を装備することにつきましては、道路運送車両法等により規制されておりますけれども、全国各地の防犯ボランティアの方々から、防犯パトロールに使用する自動車に回転灯を装備したいという要望が数多く寄せられたということから、警察庁と国土交通省が申合わせを行いまして、一定の要件の下に青色回転灯を装備することが認められ、運用が開始されたものであります。

益田委員

今、一定の要件という話があったのですが、一定の要件って、どんなことをいうのだろう。代表的なものを簡単にでいいですから伺います。

生活安全総務課長

パトロールを実施しようということで申請する者は限られておりまして、それは県または市町村だとか、あるいは警察署長や市町村長等から防犯活動の委嘱を受けた団体または委嘱を受けた者により構成される団体、その他の組織、それから地域安全活動を目的として設立された公益法人だとかNPO法人、さらには市町村長から認可を受けた地縁による団体、こういった者がパトロールを実施するという申請することができる団体でございます。

益田委員

そうすると県内の実施団体というのかな、それはどのくらいの数なのかということと、車両台数が何年でこれ位増えたみたいな話があったら教えてもらえませんか。団体数と車両台数、分かりますか。

生活安全総務課長

一番新しい数字で、今年の1月末現在になりますけれども、実施団体数は県、市町村含めまして328団体、実施車両は1,210台となっております、運用開始以降、年々団体の数が車両台数とともに増加しております。

益田委員

分かりました。事前に資料も頂いていましたので、段々増えてきているなということは、確認できました。どうもありがとうございます。

それで、防犯パトロールを実施できる者はどのような者なのか、教えていただきたいと思えます。

生活安全総務課長

青色回転灯を装備した車両でパトロールを実施することができる者は、警察本部長に申請を行って証明を受けた者ということでございまして、これは先ほど申し上げました申請を行うことができる者ということで、同じでございます。益田委員

なるほど、分かりました。それでは、県、市町村の実施状況というのを当然把握されていると思いますので、その状況と車両台数を教えてください。

生活安全総務課長

県と市の車両台数につきましては、県につきましては9台でございます。それから、市で多いところを5箇所ほど申し上げますと、平成22年1月末ですが、大和市の89台が一番多く、次いで横浜市が85台、3番目は川崎市の42台、4番目が藤沢市で38台、5番目が厚木市の21台、このような状況でございます。

益田委員

今具体的に言ってもらいました。大和市については、私も実際昨年、式典に出ましたけれども、市の車両ほとんど全部に設置しようということでやりましたが、非常に広い面積、多い人口を考えた中では非常に数が少ないと思うのですけれども、これにはいろいろな事情があるのでしょうか、皆さん方の立場として、この赤色灯のパトロールというのは、車を多く持ってもらおうということについては、基本的には大歓迎だと思いますが、大いにやってもらいたいと思っていられるのかどうか、聞きましょうか。

生活安全総務課長

赤色灯ではなく青色灯でございますが、大いにやっていただきたいと、このように思います。

益田委員

では、大いにやってもらいたいと思うのですけれども、実際にはかなりばらつきがあると。そこで私、地元が大和市ですから、一番あそこが多いので、いろんなことを聞いたりしているのですが、市や我々が持っている車両に青色灯を付けろというのではなくて、黒と白、いわゆるパトカーみたいな色合いの方が良いのではないかという話をしたけれども、こういう車両に色を塗ったりとか、そういう形にすることは構わないのでしょうか。

生活安全総務課長

塗色を白と黒に塗っていただいても、それは大丈夫でございます。ただ防犯パトロール中ということで明示をしていただくということになります。

益田委員

防犯パトロール中という、市の車両で職員の人たちが動いているのがあるじゃないですか。ああいうものにまで付けて、それで白と黒でということを考えているようだけど、今の話はパトロール中ということを書いておかなければ駄目だということになると、これはこれでまた違う問題が各市町村という行政に起きてくるのではないかと思います、それは絶対そうでなければ駄目なのですか。

生活安全総務課長

白黒にすることは構わないのですけれども、パトカーと識別するために、そのように書いていただきたいということでございます。

益田委員

細かいことは、まあいいや。要はどこにどう書けばいいかという話なのよ。今使用している車両に青色の回転灯をくっ付けた、こういうことで対応するのが一番手っ取り早いと市長さんたちは言っているのですよ。できれば白と黒に塗ったら、より効果があるという話をしているのです。違う業務で使うのだから、それに巡回中だか何だかとかってやらなければ駄目だということなのですか。

生活安全総務課長

シール等で防犯パトロール中というふうに掲げていただきたいということでございます。

益田委員

それもまた非常に形式的で、そんなこと言ったら面倒くさくてやらないってなったら、そんなの協力してもらえないよ。そんなものを書くか書かないかなんて、大した問題ではないんじゃないですか。市町村が持っている車で、青色のものを付ける申請をして、皆さん方が許可をしたら、事実上それはある意味で一定の防犯の効果があるということ認めているわけなのだから、何かシールで張ってなんて、そんなさ、役所だから仕方がないけれども、お役所的なもので言っていたのでは仕方がないではないかと、私は今一瞬思いました。絶対駄目だというなら、それはそう市長さんたちに言うけれども、また何か検討してください。

生活安全総務課長

青色回転灯を設置するだけでなく、回転させてパトロールを実施するときには、仕事に限らずほかの車両にあっても団体の名称と移動防犯パトロール中ということ明記することとされておりまして、白黒に塗っても塗らなくても、やはり実施しているときは明示していただくということをお願いしたいと思っております。

益田委員

是非検討してよ。市長さんたちと話していて、やっぱり効果があるのだというふうに、科学的検証をしたことはないのだろうけれども、それぞれ個人的な意見かもしれませんが、かなりそういうことを言っておりました。

さてそこで、パトロールを実施する場合にはですが、何か決まり事というか、あるいは制約というか、そういうものはあるのでしょうか。

生活安全総務課長

制約あるいは決まり事ということですが、そもそも自動車に回転灯を装備することは、冒頭申し上げましたけれども、法令で規制されておりまして、青色回転灯を装備した車両の防犯パトロールについては、一定の要件の下で行われるということ前提として認められておりまして、厳格な運用が求められているところであります。

具体的には、その目的が防犯パトロールに限るとされておりまして、実施の条件として、指定された地域以外では行わないこと、車両後方の見やすい位置に警察本部長の発行した標章を掲げること、パトロール実施者として講習を受けて、パトロール実施者証の交付を受けた者が1名以上乗車すること、車体に

防犯団体の名称とパトロール中である旨を明示すること、実施中は防犯パトロールに専念していただくということとされております。

益田委員

今の話は、青色回転灯を回したときの話ですか。それともくっ付けて、特にパトロールするわけではなくて、自分たちの本来業務に使っているから、そのときはそのまま走ってもらっても結構だけれども、回しているときは、今言ったようにパトロール中でなければ駄目よと、こういう意味ですか。

生活安全総務課長

委員おっしゃったとおり、回しているときでございます。

益田委員

分かりました。そうでないと、大和の市長なんか何を思ったか、一杯付けちゃって、また外さなければならぬという話になるから、パトロールするときだけなのよという話になってしまうと。

それで、青色回転灯装備車両、今言った車ですが、防犯パトロールを行って、青色で回していて、何か効果があったという事例があれば教えてください。

生活安全総務課長

パトロールの効果であります。栄警察所管内など空き巣が多発している地域におきまして、集中的にこのパトロールを実施して、被害の発生を減少させたという事例があります。また相模原南警察署管内では、子供の見守り活動として、中学校周辺でパトロールを実施したところ、学校の関係者からパトロールありがとうございました、安心できました、というような感謝の言葉が寄せられたなどがあります。

益田委員

そうだと思いますよ。それで特に通学路等の、先ほど防犯カメラの話がありました。ありとあらゆることでやって、防犯ということに取り組まなければならないわけだから、そういった意味では非常に有用な手段だと私は思っていますが、パトロールの時間だとか、場所の選定だとかいったことについても配慮していかなければならないなど、私は思っているのです。それで、警察としては、講習などは行っているのでしょうか。

生活安全総務課長

講習等はどうかということでございますけれども、新たにパトロールを実施しようとする方につきましては、警察署の生活安全課におきまして実施しております。講習を受けていただくということで、これを受けていただいた方に、パトロール実施者証を交付することにしております。このパトロール実施者は、おおむね2年ごとに同じような講習を受けることになっておりまして、この講習を受けなかった場合は、証明の取消しの対象となっているというようなことで、取消しは現在のところはありませんが、こういうことになっております。

なお、講習の内容につきましては、パトロールをする上での心構えだとか、あるいは守っていただくこと、パトロールの方法等であります。また実施団体等に対しましては、定期的あるいは随時に犯罪発生状況なども提供するなど、より効果的なパトロールができるよう便宜を図っているところでございます。

益田委員

そういうことを一生懸命学んで、また、だれがやってもいいという話ではないですから、それはそれできっちりやっていただきたいと思うのですが、それで、私実際に見ていて、パトロール中ならパトロール中ということで、やはり回転をさせ、それからある程度音で、ただいまパトロール中ですとか、そういうこともやってもらった方がいいような気がしている。だって、ただ青色の回転灯をつけた車がぐるぐる回っていたって、そんなに分からないわけですよ。それでやっぱり犯罪者が、ここはまずいなと、犯罪を起こしにくい環境をつくらうという話ですから、警察側はある程度現場の人たちから話を聞いてあげて、音で知らせると、その音というの、すごい大きな音という意味ではなくて、パトロール中ですということを知らせるとか、そういうことは非常に重要だなと思いました。

そこで、講習を受けて、乗っていいよとなった人たちですが、その人たちが犯罪や交通事故に遭遇した場合の処理というのは、110番するということになるのでしょうか。

生活安全総務課長

事件等であれば110番、交通事故等であれば、実施者の方自体も二次的な事故に巻き込まれないように注意していただくとか、あるいは負傷者がいれば当然救急車というような、そういったことをございます。

益田委員

これ以上になると問題が細くなっちゃうし、こういう場に余りなじまないのも、もうこれで質問はやめますが、実はこれは非常に重要な武器だと、実際に現場で見ている私は思いました。先ほど生活安全総務課長も、できるだけ台数を出してもらうことが大前提だとおっしゃっているわけですから、各市町村や市長会などにも申入れをして、宣伝して、こちら側からアプローチして、そして増やしていただくということで頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。